

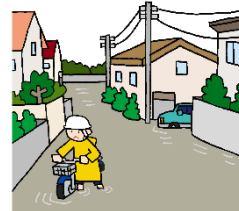
桜が丘地域防災ガイド

2026 年 6 月

桜が丘防災福祉コミュニティ

目次

このガイドブックについて.....	1
活動方針.....	1
1 災害対応の流れ	2
2 運営本部の設置基準	3
3 役員参集場所等一覧.....	4
4 災害時の活動手順	5
4－1 防コミ運営本部における災害直後から数時間までの対応	5
4－2 各ブロックにおける災害直後から数時間までの対応.....	8
4－3 発災数時間後から3日（72時間）くらいまでの対応.....	10
5 地域の皆様にお願ひすること	12
6 防コミが行うこと	15
7 資料編.....	16
7－1 桜が丘防災マップ.....	17
7－2 「桜が丘防コミの防災資機材」及び「栄市住の防災資機材」一覧.....	18
7－3 動力ポンプの取扱要領	20
8 付 則	22



このガイドブックについて

地域防災ガイドは、桜が丘地域の自主防災活動に従事される皆さんが災害時にどのような活動をするのかを示すものです。

災害発生時には、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。

このガイドブックは、災害時の活動をより効果的にするために、これまでの取り組みや他地域の優良事例を参考にしながら、防災福祉コミュニティ（以下「防コミ」という）のメンバーが協議し、作成したものです。

記載している内容は完全ではありませんが、今後、訓練などを通じて検証を繰り返し、さらに桜が丘に適したガイドブックになるように、どんどん見直しを進めていきます。

活動方針

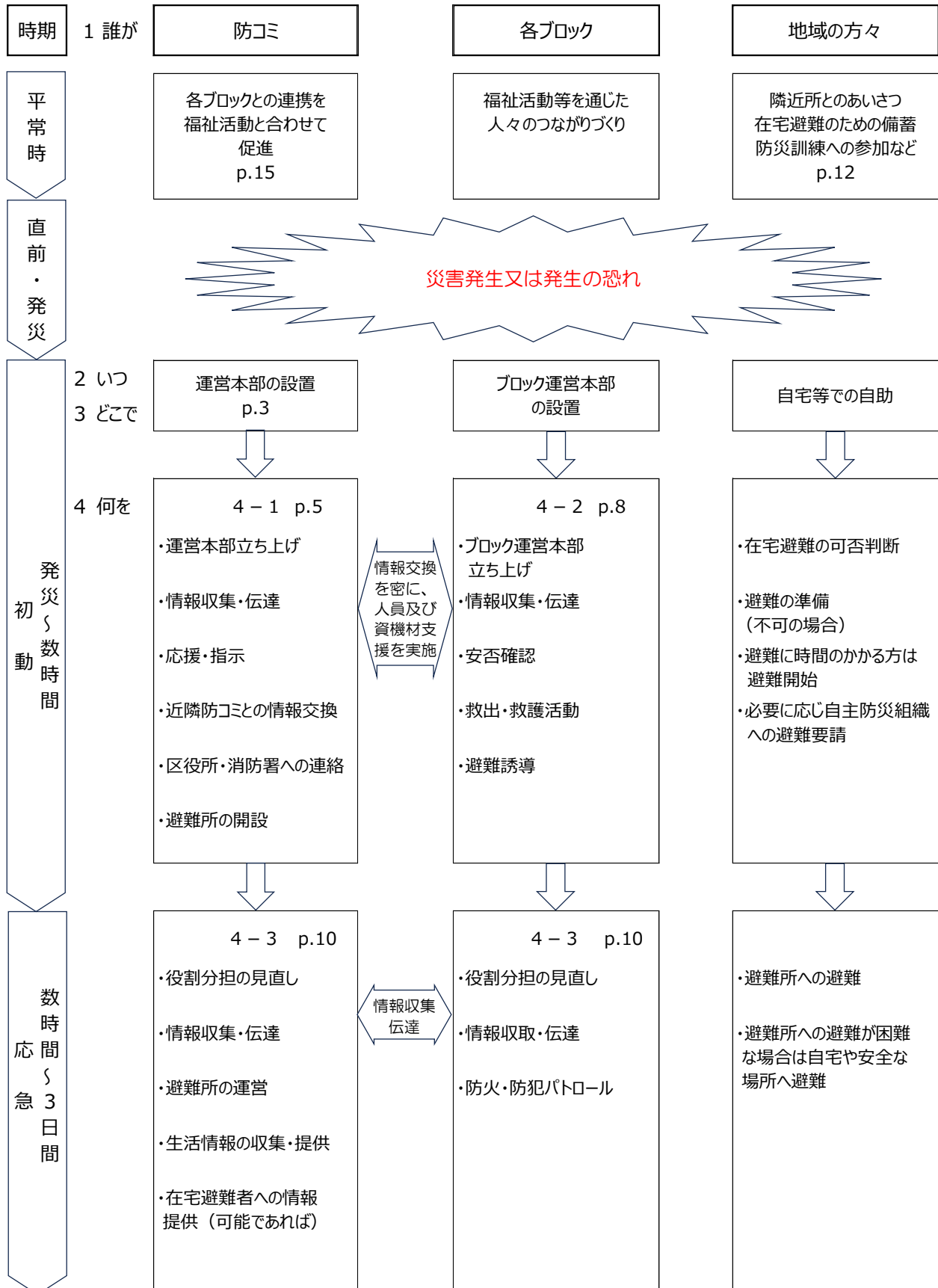
阪神淡路大震災の教訓から、近隣の方々と助け合うことはとても重要です。

周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、あわてず、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう。

1 災害対応の流れ

詳細はフロー図に記載のページで確認してください。

災害対応の流れ



2 運営本部の設置基準

(1) 地震の場合

- ・ 震度 5 弱以上もしくは兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合、地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合
- ・ 特別警報が発令された場合

特別警報

- ・ 警報の発表基準をはるかに超える現象が予想され、重大な災害が起こる恐れが著しく高まっている場合に発表される、最大級の警戒を呼びかける情報
- ・ 震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の緊急地震速報を特別警報に位置づけ

(2) 風水害の場合

- ・ 地域内に警戒レベル 3（高齢者等避難）以上の避難情報が発令された場合

警戒レベル 3（高齢者等避難）

危険な場所から高齢者等は避難



- ・ また、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難を開始する。
- ・ 対応する防災気象情報：氾濫警報、大雨警報、土砂災害警報、高潮警報

警戒レベル 4（避難指示）

危険な場所から全員避難



- ・ 神戸市からの避難指示の発令に留意し、発令されれば対象地域の住民は、全員速やかに危険な場所から避難する。
- ・ 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難する。
- ・ 対応する防災気象情報：氾濫危険警報、大雨危険警報、土砂災害危険警報、高潮危険警報

警戒レベル 5（緊急安全確保）

命の危険直ちに安全確保



- ・ 災害が既に発生している又は発生する可能性が極めて高い状況で、直ちに命を守る行動をとる。
- ・ まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難する。
- ・ 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難する。
- ・ 対応する防災気象情報：氾濫特別警報、大雨特別警報、土砂災害特別警報、高潮特別警報

※ 防災関係者が出向き、避難指示等に従わなかった方へ避難を呼びかけている最中に、二次災害が発生することがあるので注意する。

3 役員参集場所等一覧

① 防災コミ運営本部	桜が丘地域交流センター
② ブロック本部	桜が丘自治会地区（桜が丘自治会館）
	栄市住地区（栄市住集会所）
	栄第二市住地区（栄第二市住集会所）
	桜が丘中学校北側戸建て地区（未定）
③ 避難場所 （屋内・屋外）	桜が丘小学校
	桜が丘中学校
	木津小学校
④ 一時屋外避難場所 （災害発生直後に一時緊急的な安否確認等に利用できる屋外場所）	桜が丘西町地区 （桜が丘西町北公園、西町中公園、西町南公園）
	桜が丘中町地区（桜が丘公園、中町公園）
	桜が丘東町地区 （桜が丘中央公園、東町中公園、南公園、北公園、 口ノ池公園、東町公園）
⑤ 防災資機材庫 （資料編に一覧を記載）	桜が丘自治会地区（桜が丘公園内の資機材庫）
	栄市住地区（栄市住集会所）…市住独自に保管
⑥ 給水設備	応急給水設備（桜が丘防災マップに表示）
	消火栓、防火水槽等（桜が丘防災マップに表示）

※桜が丘自治会は 2025 年度から防コミを退会している。

4 災害時の活動手順

4-1 防コミ運営本部における災害直後から数時間までの対応

(1) 防コミ運営本部の立ち上げ

- ☐ 集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- ☐ 本部に駆けつけた役員の中から、統括防災リーダーを決定する。
- ☐ 統括防災リーダーは、集まってきたメンバーで役割分担を決める。

役割	担当者（参集者で決定する）
リーダー	
情報収集情報伝達	
安否確認把握	
被災状況把握・救出救護	
避難所運営	

(2) 情報収集・伝達

- ☐ 本部に必要な準備物を配備する。

主な準備物	
☐ 地域防災ガイド（この冊子）	☐ プロジェクター 
☐ 地域の地図 	☐ ホワイトボード 
☐ 防災マップ 	☐ 模造紙（情報共有のために記録）
☐ 住宅地図 	☐ 発電機 
☐ 連絡網	☐ 無線機 
☐ 災害時要援護者台帳 	☐ 携帯ラジオ 
☐ 避難所開設運営マニュアル（神戸市危機管理局作成） 	☐ 筆記用具 

- ☐ ラジオ、テレビ、防災アプリ（災害情報）等で地震、気象情報等を収集し、今後の地域内の被害予測に反映する。
- ☐ メンバーは本部に駆けつけてくるまでに、確認したり聴いたりした情報を提供し、ホワイトボードや模造紙上に記入する。
- ☐ 車両巡回により桜が丘地域内の被災状況を把握し、防コミ運営本部に無線で報告する。
- ☐ 被災状況等を地域のマップ上に記入し、被害の最も著しい場所を特定する。
- ☐ 防災資機材倉庫を開錠し、物品の貸し出しに備える態勢をとる。
- ☐ 各ブロックや関係団体に連絡する。

主な連絡先	
各ブロック	
☐ 桜が丘自治会地区	
☐ 栄市住地区	
☐ 栄第二市住地区	
☐ 桜が丘中学校北側戸建て地区	
避難所	
☐ 桜が丘小学校—教頭	
☐ 桜が丘中学校—教頭	
☐ 木津小学校—教頭	
※一次避難所—当該場所の責任者	

- ☐ 人材を集めるために広く声かけをする。
(学校「先生、学生、生徒」や近くの事業所、各ブロックの避難場所に集まった元気な人など)
- ☐ 言語に不安がある地域内の外国人の被害状況収集と情報提供に努める。
- ☐ 各ブロック本部と情報のやりとりを行う。
- ☐ 必要に応じて防コミ役員が各ブロックに常駐し、無線機等を活用して活動状況を報告する。

<情報伝達・確認内容>

- ・ 地震情報、大雨等の気象情報を伝える。
- ・ 各ブロックの被害状況を確認する。
- ・ 各ブロックの安否状況を確認する。
- ・ 各ブロックの活動状況（被災者の救出、救護等）を確認する。
- ・ 資機材、人員の応援が必要か確認する。

（３）応援・指示

- ☐ 各ブロックの資機材や人員が不足している場合は、本部から資機材や人員の派遣などを行うとともに、必要な指示を行う。

（４）近隣防コミとの情報交換等

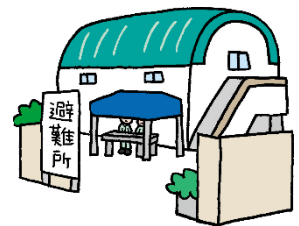
- ☐ 無線機等を活用した情報交換を通じ、必要に応じた人員及び資機材の応援を求める。

（５）区役所や消防署等への連絡

- ☐ 被害情報、活動情報等を区役所や消防署へ連絡する。
- ☐ 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。
- ☐ 西消防団押部谷支団へも必要に応じて情報提供や連絡を行う。

（６）避難所の開設

- ☐ 学校関係者、区役所職員と協力して避難所を開設する。
- ☐ 避難者名簿を作成する。



（７）無線機の活用

- ☐ 災害対応のための情報収集や掲示等に積極的に無線機を活用する。
- ☐ 交信が困難な地域との交信の際には、中継送信を行うなど臨機の措置に努める。



4-2 各ブロックにおける災害直後から数時間までの対応

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、神戸市の方針に沿って、桜が丘では自治会をはじめとした各種団体の防災福祉コミュニティを構成し、自主防災活動を推進してきた。

しかし、2025年度に桜が丘自治会は当防災福祉コミュニティから退会した状況にはあるが、自主防災の重要性に基づき、ブロックとして本来行うべき活動の手順を次の通り規定する。

(1) 各ブロック本部の立ち上げ

- 防災活動が可能な場合は、ブロック本部に集まりブロック長を決め、班を編成し防災活動を行う。

＜班編成＞ 安否確認班、救出救護班、避難誘導班（災害時要援護者の避難誘導）

- 各班の活動経過、結果や問題点（人員、資機材の不足等）を把握し、防コミ運営本部に報告し、協力要請等をする。

ブロック本部における対応例

(2) 情報収集・伝達

① 地震、気象情報等の収集

- ・ テレビ、ラジオ、インターネット、携帯端末、防災行政無線等、状況に応じて複数の手段での情報収集を心がける。

② 被害状況等の把握

- ・ バイクや自転車などを活用し、地域内の被害状況等を把握する。

③ 情報のとりまとめ・伝達

- ・ 収集した情報等を、ホワイトボード等に時系列で記載する。
- ・ トランジスタメガホン、広報掲示板、回覧板等を効果的に活用し、情報を伝達する。



(3) 安否確認

① 安全だった住民が行動

- ・ ブルーのゴミ袋を門扉等に掲出する（安否確認不要！大丈夫の目印となる）、
- ・ 近所の人と互いに声かけをする。

② 安否の確認

- ・ 安否確認対象

子ども、高齢者、一人暮らしの人

※体が不自由な人、妊産婦、幼児を抱えている人、特に見守ってほしい人は、事前にブロックへ申告しているところなどがある。



- ・ 安否確認方法

ブロックの役員が、担当エリアを巡回及び公園に集合した住民を把握して安否確認をし、その結果をブロック本部に電話、LINE 又は直接に報告する。

電話、LINE 等が無理ならば、2 人一組で直接巡回して安否を確認する。



- ③ 安否確認結果の記録

- ・ 所定の名簿に安否確認結果を記入する。

(4) 救出・救護活動

- ① 必要な人員、資機材を確保する。

- ・ 人 員：ブロック役員及び地区に居る年配者や女性が当初中心になって、救出及び救護にあたる（勤務されている方々は、平素地域外へ出かけている可能性が高い）。
- ・ 資機材：防コミの防災倉庫の資機材（とび口、ハンマー、スコップ、ノコギリ、ボール、かけやなど）を借り受け確保する。

- ② 救出活動をする

- ・ 建物の被害状況等の確認
- ・ 二次災害が起こらないよう、活動中の周囲を監視する担当者を指名する。
- ・ 要救助者の救出と応急手当をする。



(5) 避難誘導

- ① 一次避難所（自治会館又は集会所）
- ② 二次避難所（桜が丘小学校、桜が丘中学校、木津小学校）



4-3 発災数時間後から3日（72時間）くらいまでの対応

（1）役割分担の見直し

- ☐ 防コミの役員の集結状況や、災害の状況に応じて役割を見直す。



（2）避難所の運営

- ☐ 震度6以上で区役所地域協働課から防コミに対して開設要請があった場合には、区役所職員、防コミ役員、各ブロック関係者、学校関係者等と協力して避難所を開設し、運営する。
- ☐ 学校関係者、区役所職員、防コミ役員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- ☐ 避難所となる桜が丘小学校、桜が丘中学校及び木津小学校の開設、運営に関しては、防コミ役員による調整、指示に従う。
- ☐ 避難所の開設及び運営は、神戸市作成の開設運営マニュアルと、同手順シートにもとづき行う。
- ☐ 避難所開設キット、キーボックス等を活用して円滑な運営に努める。
- ☐ 女性や子育て家庭への配慮をする。
- ☐ 外国人への配慮をする。
- ☐ 災害時要援護者への配慮をする。

（要援護者ご本人や、ご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした、要援護者のための福祉避難所を設けるなどの対応：保健室の利用など。）

※特に知的や精神、発達障がい者の内、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切である。

- ☐ 福祉避難所を必要とする方については、避難所を巡回する神戸市の保健師を紹介する。
- ☐ 同行避難してきたペットへの配慮をする。

参考：福祉避難所とは？

- ・災害時の避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方々のために、神戸市が二次的に開設する避難所をいう。
- ・福祉避難所に直接避難することは出来ない。

（3）生活情報の収集

- ☐ 救援物資や非常食等の要望及び配布情報を在宅避難者にも提供する。
- ☐ 生活情報の収集及び住民への周知をする。

※阪神・淡路大震災時には、在宅避難者への情報提供が十分出来なかったため、住民が避難所へ多く避難したことも認められた。

（４）防火、防犯パトロール

- 停電状態から電気が復電となった際に、住宅の通電火災が発生する可能性があるので、住民に火災予防を周知するとともに、火災発生の情報収集に留意する。火災発生の場合、居住者の避難、初期消火に努める。
- 被災地における盗難など犯罪防止のため、パトロール班を編成し、交代で複数人にて地域内のパトロールを行う。

※強風時などの大規模な火災発生への対応について

- 初期消火や救出救助活動はヘルメットや軍手などの安全な装備で複数人にて行う。
 - 消火活動の人員割振りとリーダー役の指名を行う。
 - 安全管理の責任者を指名して活動中の安全管理に従事させる。
 - 消防隊や消防団の到着までの間、周囲の建物への延焼防止を主に消火活動を行う。
 - 火元周辺の住宅の雨戸を閉めるよう伝え、延焼危険を減らす。
 - 出火場所を確認するとともに、煙に包まれやすい上階の居住者救出に留意する。
- ただし、安全が確保出来ない場合は、救出救助を行わないものとする。
- 消火栓が使用でき、火元に近い位置（約 100m）にある場合、安全の確保ができる範囲でスタンドパイプにホースを接続した後、消火栓キー（右側へ回して開ける！）を用いて放水し、周囲への延火防止に努める。
 - 消火栓が使用できない場合で、最寄りの防火水槽、プール等が使用できる場合には、安全が確保出来る範囲で小型動力消防ポンプの活用や、布バケツルーで周囲への延焼防止に努める。
 - 消防隊又は消防団員の到着後は、これらの隊の指示に従う。



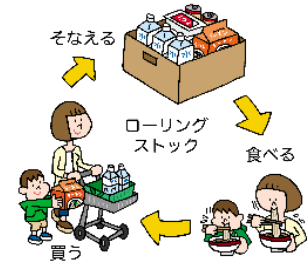
5 地域の皆様をお願いすること

(1) 住民の安全を守るために…日頃行う訓練など

- ① 市民防災リーダー研修に積極的に参加しましょう。
- ② 災害時等に大切なことを、住民の皆さんに伝えていきましょう。
 - ・ 自分の命は自分で守ること。
 - ・ 日頃から地域でコミュニケーション（あいさつなど、ひと声がけ）をとること。
 - ・ 本部の場所、一次避難の場所、役員等の連絡先等、災害時に必要な情報を知っておくこと。
- ③ 各地区や学校、事業者等と連携しましょう。
 - ・ ハザードマップを平素から見るようにして、大雨時には、がけ崩れなどなどに注意する。
 - ・ 4つの地区が、総合防災訓練や市民防災リーダー研修などを通じて、防災知識や技能を身に付け、日頃から助け合いながら、地域の防災力を高めて災害に備えましょう。
 - ・ 学校や事業所とも、日頃からつながりを持ち、顔の見える関係を築き災害時に備えましょう。
- ④ 近隣の防コミと情報交換や連携活動に努めましょう。
- ⑤ 定期的に防災訓練や災害の備えをしましょう。

(防災訓練等メニューの例)

- ・ 在宅避難に備えた日々の備蓄（ローリングストックなど）
- ・ 小、中学校の備蓄倉庫の見学
- ・ 避難所の開設や配備されている資機材の取扱い訓練
- ・ 資機材庫の確認と資機材の使い方の訓練
- ・ 安否確認の訓練
- ・ 救助、避難生活の知恵に関する研修（例 応急担架づくり）
- ・ 近隣防コミとの連携訓練や情報連絡会



(2) 地震発生時 まず何をするか知っておきましょう！！

① 身の守り方を知っておく

「わが家のおたすけガイド」をスマホで撮影し持ち歩きましょう。

a 家の中

- ・ 大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
- ・ あわてて外へ飛び出さない。上部からの落下物でケガをする。
- ・ 出口を確保する。
- ・ 揺れが収まったら火の元の確認、電気ブレーカーを落とす。
- ・ 初期消火を行う。

b 屋外

- ・ブロック塀や自動販売機など、倒れて来そうなものから離れる。
- ・看板、割れた窓ガラスの破片が落下することがあるので、建物の周囲から急いで離れる。

c 自動車運転中

- ・ハザードランプを点灯させながら徐行し、周りの車に注意を促す。
- ・周囲の状況を確認して道路左側に停車させる。
- ・エンジンを止め揺れが収まるまで車内で待ち、揺れが収まったら、ドアをロックせずキーを付けたまま車外に出て安全な場所へ避難する。

② ラジオや TV で情報を集め、ネットのデマ情報に惑わされないようにする。

③ 安否情報の確認方法を家族で決めておく。

- ・安否確認は「災害伝言ダイヤル(171)」、「災害伝言板」なども活用をする。

④ 避難場所や公的機関の緊急連絡先を確認しておこう。

- ・神戸市役所 078-333-3330
- ・神戸市災害テレホンセンター0570-078-500
- ・西区役所 078-940-9501

※「わが家のおたすけガイド」はより多くの連絡先を掲示しています。

(3) 自分や家族でできることを準備しよう！！

① 家の中、外を確認し、対策をしよう。

- ・植木鉢等の固定
- ・ブロック塀に傾きやヒビがないかの点検
- ・家具の固定
- ・寝室にスリッパ、懐中電灯、就寝時に携帯電話
- ・子機を置く

② 日頃から備蓄しておこう。

- ・飲料水（一人最低 9 リットル⇒3 日分）
- ・食料（最低 9 食分⇒3 日間）
- ・懐中電灯、乾電池、カセットボンベ
- ・トイレトーパー
- ・携帯トイレ、凝固剤

※南海トラフ地震は広域な範囲が被災地となり、救援物資の到着に長期間を要する可能性があります。このため、飲料水及び食料については、7 日間以上の備蓄を考慮する必要があります。

③ 避難時に持ち出すものです、リュックに入れましょう。

- ・ 薬（処方薬、常備薬、お薬手帳）
- ・ 健康保険証、身分証明書、貴重品、現金
- ・ 軍手、雨具、防寒具、使い捨てカイロ
- ・ 衛生用品、生理用品、レジ袋
- ・ マスク、ティッシュ、ウェットティッシュ、ラップ
- ・ タオル、下着、靴下
- ・ 携帯電話、スマートフォン、充電器、筆記用具
- ・ ほ乳びん、老眼鏡、補聴器など個人に必要なもの

※可能な範囲で、家族の非常食及び飲料水を持って避難することをアドバイスする。

6 防コミが行うこと

(1) 平常時

大規模な災害がいつ起きても、その時に地域で暮らしている人たちが助け合えるように、平常時から活動する。

① 災害に対応できるための技術、知識の習得

- ・ 災害発生時の助け合いに必要な具体的な技術を習得、継承するために、年に1度の総合防災訓練（防災フェスタ）や、各対象やテーマごとの研修を企画し、実施する。
- ・ 訓練例：消火訓練、救助訓練、救護訓練、避難所開設訓練、運営本部開設訓練など
- ・ 研修例：地域防災リーダー研修、ジュニア防災チーム研修

② 防災知識の普及啓発

- ・ 防災に関するチラシを作成して地域に配布するなど、防災知識の普及啓発に取り組む。
- ・ その他、普段から防災に関心を持ってもらえるよう、様々な取り組みを検討し、実施する。

③ 防災資機材の整備・点検

- ・ いざというときに使えるよう、訓練等で定期的に防災資機材の使用方法を確認し、維持管理する。
- ・ 新たに必要になった資機材は、助成金等を活用して購入し、充実させる。

④ 地域における仲間づくり

- ・ 福祉的な活動を通じて、普段からご近所同士で顔の見える関係をつくり、いざという時にも助け合うことが出来るような取り組みを推進する。

(2) 非常時

災害が発生した際は、普段の訓練の成果を発揮し、消火や救助などに動力消防ポンプや布バケツ、ジャッキやバールなどさまざまな資機材を駆使して、災害の初期対応を行う。

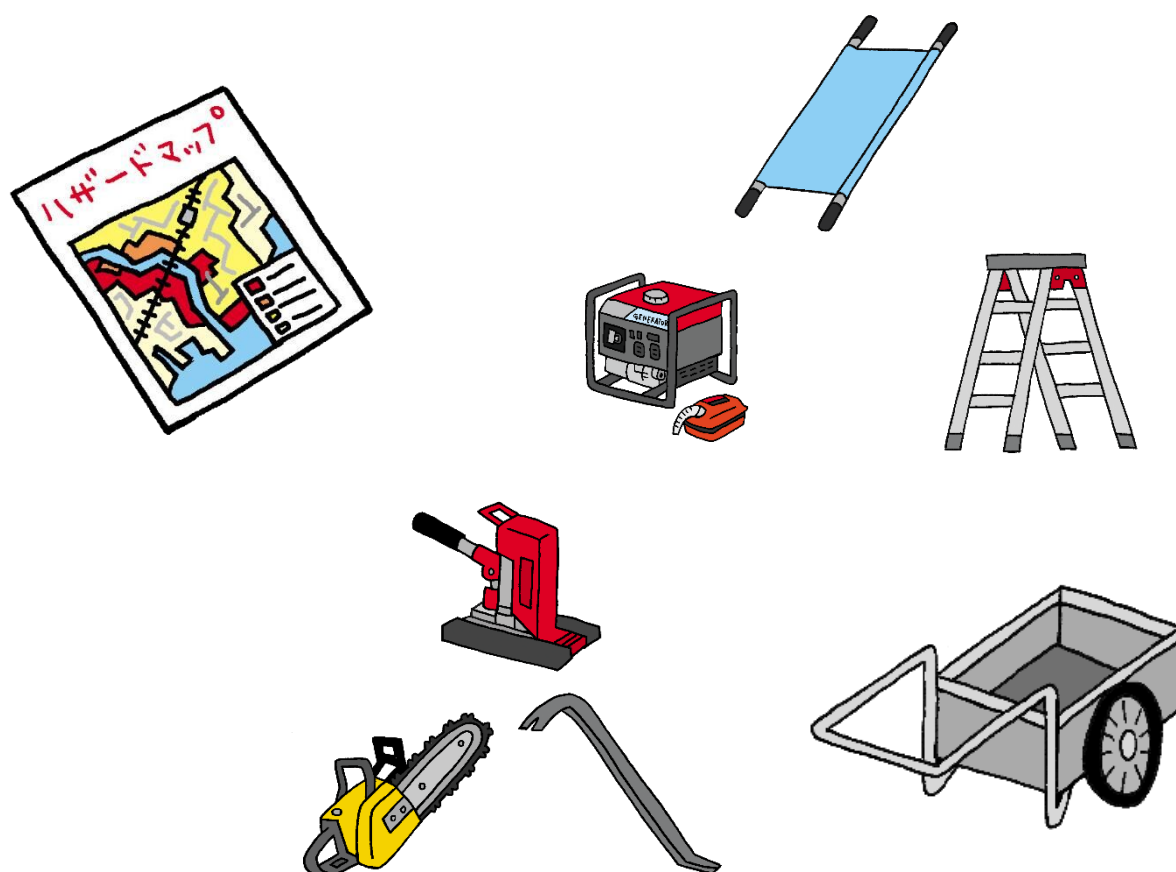
地域防災活動が円滑に行われるよう、各ブロックや他の防コミとの連携を密にしてお互いに協力しながら活動する。

7 資料編

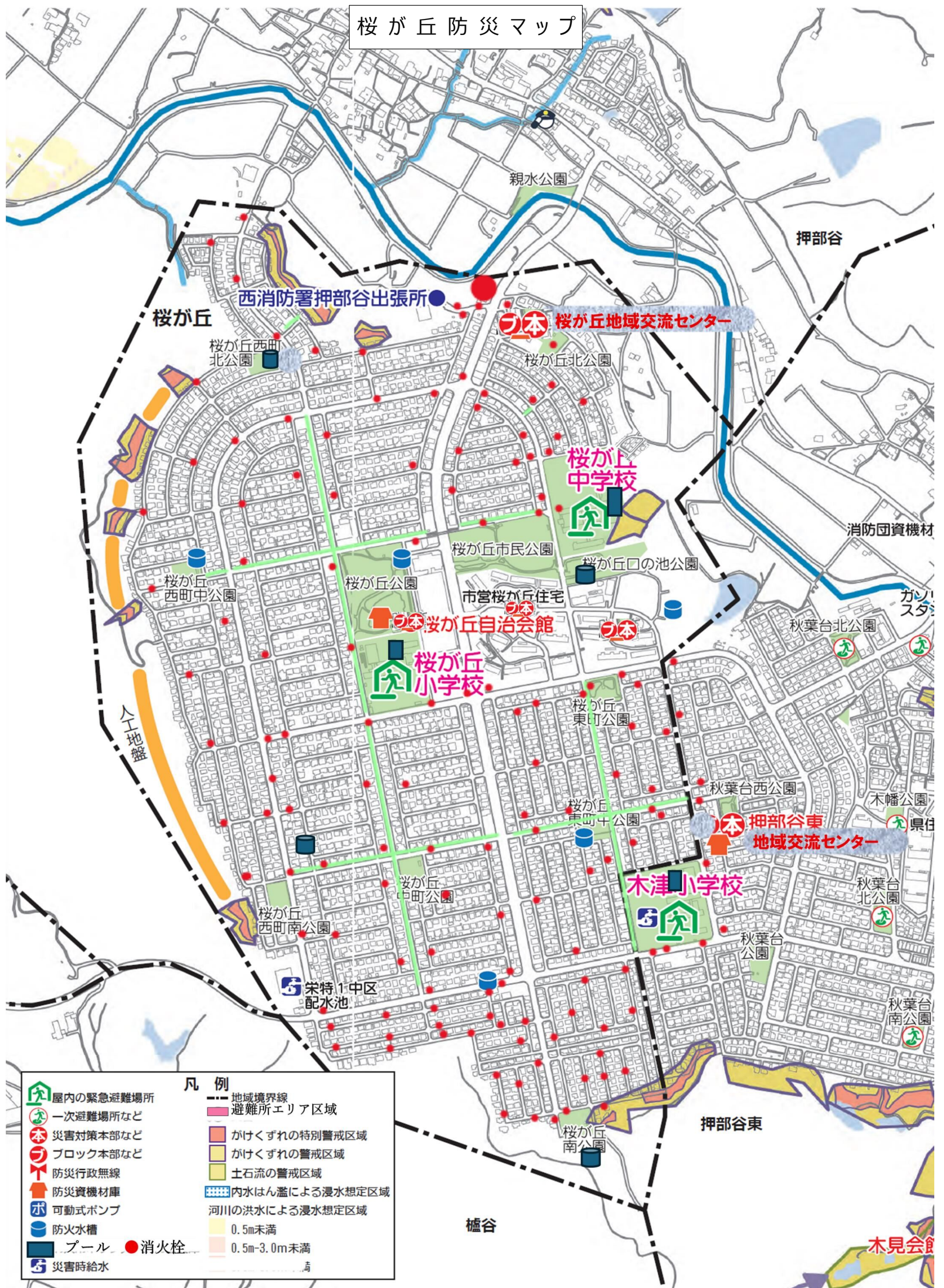
7－1 桜が丘防災マップ

7－2 「桜が丘防コミの防災資機材」及び「栄市住の防災資機材」一覧

7－3 動力ポンプの取扱要領



7-1 桜が丘防災マップ



7-2「桜が丘防コミの防災資機材」及び「栄市住の防災資機材」一覧

① 桜が丘防コミの防災資機材（桜が丘公園防災資機材倉庫保管分）

資 機 材 名	数 量	備 考	資 機 材 名	数 量	備 考
ボール	2		毛布	4	
スコップ	2		リヤカー	1	
ハンマー	2		無線機	5	
大クリッパー	1		避難ロープ	1	
小クリッパー	1		長尺ロープ	1	
大くぎ抜き	2		ゼブラロープ	2	
斧	1		スリングロープ	21	ロープワーク用
大ノコギリ	2		ヘルメット	18	ホワイト
小ノコギリ	1		キャップ	18	ピンク
手動ウインチ	1		ウェア	19	ピンク
ウインチ用ワイヤー	1		ジュニアヘルメット	30	
シャックル	2		ジュニアビブス	30	
油圧ジャッキ	2		ジュニアキャップ	30	
チェンソー	1		指揮棒	3	
消防ポンプ	1	工具箱			
ホース	5	50mm			
筒先	1				
吸管	1				
消火栓用スタンドパイプ	1				
消火栓用キイ	1				
組立式水槽	1				
布バケツ	38				
訓練用消火器	5				
コンプレッサー	1				
水道直結ホース一式	1				
コードリール	1				
懐中電灯	3				
簡易トイレ	1				
簡易トイレセット	1				
簡易トイレテント	1				
大型マイク	1				
小型マイク	3				
担架	1				
竹竿	4				

② 桜が丘防コミの防災資機材（栄市住集会所保管分）

資 機 材 名	数 量	備 考
発電機	1	
芝刈り機	2	
ワークライト	1	
チェーンソー	2	
ヒッパラー	1	小型チェーンブロック
ブロック	26	炊き出し用
簡易トイレセット	3	テントを含む
薪	多数	
飲料水	120 ㍓	
高圧洗浄機	2	

7-3 動力ポンプの取扱要領

令和8年3月7日

動力消防ポンプの更新に伴い、取扱要領を(株)消防装備及び西消防署の方々から教えていただいたポイント等は次の通りです。

1 名称及び能力

(1) 名称

「桜ちゃん」

(2) 能力

C-1級ポンプ 単気筒空冷 2ストローク 198cc エンジン

水量 530 ㍓/分 重量 42 kg

2 燃料等

(1) 燃料 自動車用レギュラーガソリン 6 ㍓

(2) エンジンオイル 0.5 ㍓ (2ストローク用エンジンオイル)

3 操作要領

(1) 準備

- ① 吸管を水源（防火水槽、プール）に投入する。
 - ・ 水底から 15 cm 浮かせるとゴミを吸い込まない。

(2) 始動

パネルに表示されている操作番号手順に従って行う。

- ① バルブの閉まっていることを確認する。
 - ・ 放水バルブ
 - ・ ドレンバルブ
- ② スロットルダイヤルを「始動/吸水」の位置に合わせる。
- ③ リコイルスタータで始動させる。
 - ・ ブラケット（ポンプの基部）を足でしっかりと押さえつける。
- ④ リコイルスタータハンドルを（ヒモ）をゆっくりと引き、ラチェットのかみ合うところより、後方の確認をした後、一気に強く引く。
 - ・ 3 回ほど引いた時点でエンジンがかかります。
 - ※ 後方に人がいた場合、リコイルスタータハンドルを引いた肘で、顔面や胸部などを強く打って負傷させる可能性が高いので要注意！
- ⑤ リコイルスタータハンドルをもとの位置に、そっと戻してください。引っ張った位置からいきなり手を離すと、スタータ機能を故障させる可能性があります。
- ⑥ 暖機運転はエンジン保護のため 2 分間までとしてください。

(3) 吸水

- ① 吸水レバーを上にあげてください。
- ② 吸水完了を確認してください。
 - ・ 圧力計の指針がプラス側に作動します。
 - ・ 真空ポンプ排気パイプから連続して水が排出されていることを確認してください。
 - ・ これが吸水完了のサインです。
- ③ 吸水完了後、吸水レバーを元の位置に戻し、スロットルダイヤルを低圧の位置に戻してください。

(4) 放水

- ① 放水バルブハンドルの操作は、スロットルダイヤルが低圧の位置にあることを確認してから、ゆっくり向こう側に全開にし、放水を開始してください。
- ② 放水開始は筒先操作員と連絡をとり、安全を確認してから行ってください。
- ③ 圧力計を見ながらスロットルダイヤルを、徐々に右側に向かって高圧側に回し、必要なポンプ圧力になるように調整してください。
 - ※ 動力消防ポンプは消防活動以外に、水害被災地域の排水活動にも使用できます。排水活動を行う際には、エンジンに過大な負荷をかけるのを防ぐため、必ず付属の「揚水用ノズル（パンチングの孔が開けられた金属プレート）」を放水バルブ部分に取り付ける必要があります。取り付け要領はトーハツのマニュアル 15 ページに記載の通りです。

(5) 停止

- ① スロットルダイヤルを低圧の位置に戻してください。
- ② 放水ハンドルを手前側に閉じてください。
- ③ ストップスイッチを押してエンジンを停止させます。
 - ※ ただし、ポンプを片付ける場合には、燃料スイッチを閉にした状態でエンジンが停止するまで継続して、電子制御気化器の内の燃料を無くします（2 分間以上の場合もありますが）。

(6) 運転後の処置（重要）

- ① ポンプの排水処理
 - ・ 放水バルブハンドルを半分開いてください。
 - ・ 吐出口ドレンバルブを開いてください。
 - ・ ポンプドレンバルブを開いて排水してください。
 - ・ 配水完了後、全てのドレンバルブ及び放水バルブハンドルを閉じてください。
- ② 真空ポンプのストレーナの掃除
 - ・ ストレーナにゴミが付着していると、真空性能の低下原因となります。
 - ・ ストレーンキャップを外し、ストレーナを真水にて洗浄してください。

8 付 則

- (1) このガイドは概ね 5 年サイクルで内容の改訂を行います。
- (2) このガイドは、桜が丘防コミが大規模災害の発生に際し、桜が丘住民の安全を守るため、近隣防コミとも相互に協力しながら、人員及び防災資機材を確保する態勢を整え、的確な防災活動を行うために活用するものです。
ただし、桜が丘地域最大の 2,500 戸もの規模を有する桜が丘自治会は、2025 年度に防コミから退会し、連携した防災活動が行えない状況です。
- (3) このガイドを作成するにあたり、押部谷東防災福祉コミュニティが 2025 年 3 月に作成した防災ガイド（地域おたすけガイド）を参考にしました。